

「飼料用米多収日本一」についての質問と回答

Q 1 飼料用米の作付品種は、多収品種または知事特認品種でない、「飼料用米多収日本一」に応募することはできないのか。

A 1 多収品種又は知事特認品種以外の一般品種であっても、「飼料用米多収日本一」に応募することが可能です。

ただし、日頃から生産技術の改善に努め、飼料用米の単収が地域の平均より相当程度高くなることが見込まれること、生産コストの低減や規模拡大、生産性の高い経営に取り組んでいることが、参加要件となっています。

Q 2 集落営農組織内で飼料用米を作付けている個人は、当該集落営農組織とは別に「飼料用米多収日本一」に応募することはできるか。

A 2 当該個人が集落営農に販売委託を行っている場合など「経営所得安定対策実施要綱 I V の第 2 の 3 の交付対象者」とならない場合であっても、当該個人が飼料用米の栽培方法を主体的に決定できるのであれば対象となります。

ただし、集落営農と当該個人が共に「飼料用米多収日本一」に申請する場合、対象ほ場の重複は認められません。

その場合、「参加申込書」及び「生産数量報告書」に添付する必要書類には、経営所得安定対策等実施要綱に定める様式とは別に、当該個人が作付けている面積や出荷数量がわかる根拠書類が必要となります。

Q 3 生育状況を踏まえ、出品調査書に記載した取組を変更しても良いか。

A 3 原則的には「飼料用米多収日本一」出品調査書に記載された通り取り組んでいただくこととなりますが、その時々^の気象条件や生育状況により、記載と異なる管理が必要になった場合は、記載によらず、多収に向けて最も適する栽培管理を行ってください。

なお、収穫量の実績に基づいて表彰対象者とされた出品者に対して、当年産における多収の取組内容を別途ヒアリングすることがあります。

Q 4 気象条件等の影響により、単収が低くなった場合は、申請の取り下げが必要か。

A 4 申請の取り下げは必要ありません。参加申込みを行った経営体は、生産数量が確定次第速やかに、需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領別紙様式第 4-13 号等に記載した生産面積及び収穫量等を基に、生産数量報告書を作成し、根拠書類の写しと共にブロック事務局に提出願います。

Q 5 一部種子用の飼料用米を栽培しているのですが、どのような扱いとなっているのか。

A 5 本取組では、飼料用米の生産性向上を目的としているところです。
一方、種子用の飼料用米については、その地域で種子用の肥培管理基準に沿って生産管理を行わなければならない、本取組の趣旨に沿った生産を行うことが適当でないと考えことから、飼料用米種子生産にかかる作付面積及び収穫量は除外とすることができるとしているものです。

Q 6 飼料用米を生もみで出荷又は利用する場合、応募することはできるか。

A 6 参加資格として、「区分管理方式による出荷を行っており、経営所得安定対策等実施要綱様式第 11—2 等の根拠書類によって生産面積及び出荷数量の確認を行うことができること。」を満たすことが要件の一つとなっています。

一方、生もみについては、需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領別紙 2 の別添 1 の 2 に定める品位（適合品位）に相当するもの及び適合品位に相当するものと認められるものとは認められず、出荷数量の確認を行うことができないため、応募することはできません。

Q 7 参加資格として、「飼料用米の生産面積がおおむね 1 h a 以上であること。」が要件の一つとなっているが、複数の品種で取り組んでいる場合、単一品種のみでおおむね 1 h a 以上である場合、当該品種のみで応募することはできるか。

A 7 本取組は、単収増や生産コスト削減による飼料用米全体の生産性向上を目的としており、品種選定も含め飼料用米全体として生産性向上に取り組んでいただく必要があります。このため、複数の品種による飼料用米生産のうち一部分のみを恣意的に切り分けて応募することはできません。なお、Q A 5 のとおり、飼料用米種子生産にかかる作付面積及び収穫量は除外することができます。

Q 8 参加資格として、「原則として過去 3 年以内に「飼料用米多収日本一」において農林水産大臣賞を受賞していないこと。」が要件の一つとなっているが、表彰区分が異なれば、応募することはできるのか。

A 8 原則として過去 3 年以内に「単位収量の部」または「地域の平均単収からの増収の部」のいずれかで農林水産大臣賞を受賞している場合、受賞から 3 年以上経過しなければ応募することはできません（例えば、2 年度に受賞した場合、6 年度以降）。また、農林水産大臣賞以外の褒賞のみを受賞している場合、応募することは可能です。